

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大塚 信 孝

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 熊谷小川秩父線
- 三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
<p>比企郡小川町大字小川字諏訪腰 四五〇番四地先から 同郡同町大字腰越字南早道 二〇一番一地先まで</p>		<p>比企郡小川町大字小川字諏訪腰 四五一番一五地先から 同郡同町大字腰越字金子 五九番一地先まで</p>	区 間
<p>一四・七四ゝ 一九・八〇</p>	<p>一四・七四ゝ 四〇・五〇</p>	<p>八・六〇ゝ 一八・七五</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>二四七八・八〇</p>		<p>二〇六四・〇〇</p>	延 長 (メートル)
<p>道路改築工事による。 旧Aの一部は一般国道二百五十四号として存置し、残区間及び旧Bの一部を小川町道として引き継ぐ。</p>			備 考